

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄駅業務等	H31. 03. 29	一般財団法人札幌市 交通事業振興公社	3, 489, 156, 000	本業務は、交通利用者へのサービス増進に関する業務であり、地下鉄事業に関連する極めて公益性・公共性が高く、当局との密接な連携が不可欠な業務である。 業務の履行にあたっては、当局の考え方を遵守し、高い専門的知識、人材育成、経験等の特殊性が強く求められ、サービス向上や効率化のための当局の諸施策に起因する状況変化に対しても、柔軟に対応できなければならない。 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「財団」という。）は、本市が全額出資して設立した法人であり、交通事業に関連する業務を広く展開することによって、本市交通事業の健全な発展を図ることを目的としている。 財団は、地下鉄の安全・安心な運行のために必要な駅業務経験者のみならず、複雑な料金制度をはじめとする本市交通事業に関する高度な専門知識と豊富な業務経験者を長期間にわたって多数育成し、確保しており、本業務を安定的に追行し得る唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	総務課
業務委託	台車水平組立装置更新	H31. 04. 15	札幌川重車両エンジニアリング（株）	39, 204, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した台車水平組立装置の部品（付属品を含む）を更新する業務の委託であり、更新にあたっては、本体装置の現行性能を維持しなければならない。 本設備は、本市独自仕様により川崎重工業（株）が設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（真駒内）
業務委託	南北線5000形車両T台車枠探傷試験（超音波探傷試験）業務 南北線5000形車両T台車枠探傷試験（磁粉探傷試験）業務（単価契約）	H31. 04. 22	川崎重工業（株） 北海道支社	8, 683, 200	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠内部のきずの有無及び伸展精度を観察する業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ探傷の精度が確保できないことから、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課
業務委託	V V V Fインバータ装置 等定期点検業務	H31. 04. 17	三菱電機（株） 北海道支社	1, 458, 000	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が設計・製造したVVVFインバータ装置の定期点検を行う業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたって、機器の動作確認など、メーカーが推奨する適正な点検を行うには、機器の整備等に関するメーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（電車事業所）
業務委託	料金改定に係る試験に伴うI Cカード共通利用センターのシステム変更等業務	H31. 04. 25	札幌総合情報センター（株）	4, 357, 800	本業務は、料金改定による改札機などの各機器のシステム改修の試験として、I Cカード利用時の事業者間精算が正しく実施されることを確認するために必要なものであり、センターシステムの設定日付を変更する業務の委託である。 センターシステムの設定日付を変更するためには、センターシステムを構築・運用している左記の業者のみが保有する詳細な設計データが必要であり、履行可能者が左記の業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	事業推進担当課
業務委託	輸送管理システム再構築に伴うI Cカード共通利用センターシステムの改修	H31. 04. 25	札幌総合情報センター（株）	40, 489, 200	本業務は、輸送管理システムの再構築に伴い、左記の業者が構築・運営するI Cカード共通利用センターシステムを改修する業務の委託である。 本業務の履行には、共通利用センターシステムを構築した左記の業者が保有する詳細な設計データが必要であり、また、機器の構成や運用及び精算事務等に精通している者でなければ担うことができないことから、履行可能者が左記の業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	事業推進担当課
業務委託	料金箱制御器等電池交換業務	R1. 05. 13	レシップ（株）	1, 988, 193	本件は、料金箱制御器及び液晶表示部並びにI Cカード制御部リチウム電池の寿命に伴い、電池を交換する業務の委託である。 路面電車に搭載されている即時計数付料金箱は、本市独自の仕様により、レシップ（株）が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、電池交換後の機器が正常に作動しない恐れがあり、当該装置は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（電車事業所）

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	総合伝送路オーバーホール	R1. 05. 15	NEC ネットエスアイ (株) 北海道支店	5, 184, 000	本件は、日本電気 (株) が製造した総合伝送路装置の電源盤のオーバーホールを行う業務の委託である。 本設備は、業務電話、旅客案内放送、案内表示情報、運行状況情報等を一括して各施設に送付するネットワークを構築する設備である。 業務の履行にあたっては、メーカーが構築した総合伝送路装置を構成する各機器の適正な連携を確保するため、メーカーが占有する技術及び知識が必要であり、メーカーが指定する保守会社である左記以外の業者では、業務の履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	東豊線共通ルーターコンフィグ作成	R1. 05. 14	日本電気 (株) 北海道支社	1, 598, 400	特定機種であるQX-S3828TPは総合伝送路装置の周辺機器であり、既存共通ルーターの後継機である。共通ルーターには、当局独自のコンフィグ設定が埋め込まれており、後継機である標記機種の使用にあたり、既存コンフィグは適合しないため、新規にコンフィグを作成する必要がある。 総合伝送路装置は日本電気 (株) が製造した設備であり、コンフィグ作成には、メーカーのルーター仕様と当局ネットワークに関する設計情報を要することから、標記特定機種と左記の業者以外では、業務の履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	8000形三菱製VVVF装置部品交換	R1. 05. 14	三菱電機 (株) 北海道支社	1, 004, 400	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機 (株) が設計・製作したVVVF制御装置の部品交換、機能確認、試験調整を行う業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・製作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ、機器が適正に作動しない恐れがある。 当該装置は一般流通品 (汎用品) ではなく、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課 (大谷地)
業務委託	産業廃棄物処分業務 (単価契約)	R1. 05. 30	(株) 公清企業	48, 600	本件は、電車の安全運行を確保するために必要な路面・排水施設清掃により発生する産業廃棄物 (樹木の枯葉や軌道施設の油分を含む汚泥) の処分を行う業務の委託である。 当該産業廃棄物の処分については、「札幌市土木工事積算要領及び資料」において、①処分地は原則として札幌市内の処理施設とすること、②処分者は「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」に記載された業者から指定することと規定されている。 以上の理由により、本業務の目的を達成するためには、札幌市の許可を得ており、かつ、当該汚泥を本市内で処分することが可能である履行可能者が左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	消費税率引上げに伴う料金改定に係る輸送管理システム改修業務 (開発・試験工程)	R1. 05. 31	(株) 日立製作所 北海道支社	24, 840, 000	本件は、消費税率引上げに伴う料金改定に係る輸送管理システム改修対応業務の委託である。 輸送管理システムは、左記業者が開発したものであり、同システムのデータベースであるPDMⅡは、同社が特許を有している。 本業務の履行にあたっては、システムを構築したメーカー占有の技術、知識及び情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	事業推進 担当課
業務委託	自動出改札装置ユニット修理	R1. 05. 30	日本信号 (株) 北海道支店	3, 598, 560	本件は、日本信号 (株) が製造した自動出改札装置のユニット修理業務の委託である。 本業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する技術及び知識が必要であり履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	消費税率引上げに伴う運賃改定対応業務 (自動出改札装置)	R1. 06. 27	日本信号 (株) 北海道支店	14, 364, 000	本件は、日本信号 (株) が製造した自動出改札装置各機器における運賃データの変更を行うため、各機器における料金確認試験及び運賃データの改修作業を行う業務の委託である。 既設自動出改札装置の各機器は、本市独自の仕様により左記の業者が開発したものであり、メーカー独自のソフトウェア技術で構築されているため、機器の設定変更や新運賃データのインストール作業等の各機器の操作にあたっては、左記の業者占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	消費税率引上げに伴う運賃改定対応業務 (定期券発行装置)	R1. 07. 16	東芝インフラシステムズ (株) 北海道支社	6, 998, 400	本件は、定期券発券装置における運賃データの変更を行うため、各機器における料金確認試験消費税率引上げに伴う料金改定に係る輸送管理システム改修対応業務の委託である。 輸送管理システムは、左記業者が開発したものであり、同システムのデータベースであるPDMⅡは、同社が特許を有している。 本業務の履行にあたっては、システムを構築したメーカー占有の技術、知識及び情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	消費税率引上げに伴う運賃改定対応に係る電車車載機等改修業務	R1. 07. 16	レシップ（株）	1, 825, 200	本件は、路面電車車載機（料金箱、ＩＣ共通化ユニット、金庫）精算端末、金庫解錠器、営業所端末、車載器子機のＩＣカードの読取り、判定、料金引去、各種データの収集、設定を行うもので、地下鉄との乗継割引額変更に伴うデータを変更する業務の委託である。 路面電車車載器は、本市独自の仕様により、レシップ（株）が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、左記の業者占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課 (電車事業所)
業務委託	鉄北変電所回生電力貯蔵装置用エアコン修理	R1. 08. 05	富士電機（株）北海道支社	1, 911, 600	本件は、札幌市高速電車南北線鉄北変電所に設置された回生電力貯蔵装置用エアコンの修理に係る業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、納入者占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	次期輸送管理システムに係る機器及びソフトウェアの保守業務	R1. 08. 08	(株) 日立製作所 北海道支社	18, 148, 320	本件は、次期輸送管理システム用の機器及びソフトウェアを保守・管理維持する業務の委託である。 これらの機器等は、次期輸送管理システムを稼働させるためのものであるが、当該輸送管理システムは、当局独自の仕様により左記業者が開発したものであり、保守や障害発生時の復旧等にあつては、左記業者のみが有する知識や技術が必要となる。 また、ソフトウェアについては、左記業者製のものが多用されており、左記業者以外では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	事業推進 担当課
業務委託	中の島変電所回生電力貯蔵装置用エアコン修理	R1. 08. 28	富士電機（株）北海道支社	1, 922, 400	本件は、札幌市高速電車南北線中の島変電所に設置された回生電力貯蔵装置用エアコンの修理に係る業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、納入者占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	消費税変更に伴う情報利活用設備ソフト改修業務	R1. 08. 28	NEC ネットズエスアイ（株）北海道支店	1, 259, 280	本件は、消費税変更に伴う情報利活用設備ソフトの改修を行う業務の委託である。 情報利活用設備は、電車事業所に設置したサーバーを用い、停留場での情報案内（運行情報、公共的案内、イベント情報）、路線電話、停留場放送、運行監視カメラや電車位置検知、き電区分開閉器操作などの用途に使用している設備であり、本市独自仕様により、左記業者がシステムを構築し製造したものであり、本業務はそのシステムを構成する各種ソフトの改修を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報が必要である。 また、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、ソフト改修後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー以外では知り得ない知識・情報等が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	駅舎（大通駅、南郷18丁目駅、大谷地駅、福住駅）側壁清掃業務	R1. 09. 04	(株) 東洋実業	1, 398, 600	本件は、駅舎（大通駅、南郷18丁目駅、大谷地駅、福住駅）の壁清掃を行う業務の委託である。 側壁清掃は通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっており、両業務を異なる業者が履行した場合、問題発生時の原因特定及び責任特定が困難となることから、履行可能者が駅舎清掃業務（大通西清掃区、新さっぽろ清掃区、福住清掃区）の受託者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	運輸課
業務委託	交通局本局庁舎自家発電設備整備	R1. 05. 29	ヤンマーエネルギーシステム（株）札幌支店	4, 235, 000	本件は、札幌市交通局本局に設置された自家発電設備の点検整備を行う業務の委託である。 自家発電設備を稼働するにあたり、当該設備に不具合が発生した場合には非常時における本局消防設備に多大な影響を及ぼすことから、消防法に基づき整備を行う必要がある。 当該自家発電設備については、左記業者が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、左記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	南北線電気室他無停電電源装置オーバーホール	R1. 05. 29	(株) G S ユアサ 北海道支社	26, 070, 000	本件は、南北線電気室（真駒内駅、麻生駅、幌平橋駅）及び宮の沢変電所の無停電電源装置について、制御基板のコンデンサ交換と新規に基板を製作し、交換、試験、調整を行う業務の委託である。 当該無停電電源装置については、左記業者が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、装置から供給される電源には、非常照明・総合伝送路・電力管理システム等重要設備が接続されており、その重要性において停電させることができない設備負荷に対して常時給電する設備である。 左記業者は、当該設備の製造・修理を行っており、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南郷・光星変電所自家発電設備整備	R1. 05. 30	(株) 神戸製鋼所 北海道支店	14, 080, 000	本件は、札幌市高速電車南郷・光星変電所に設置された自家発電設備の点検整備を行う業務の委託である。 自家発電設備は非常時に駅舎に非常用電源（駅舎照明、送風機、排風機電源、消火ポンプ電源等）を供給する重要設備であり、消防法で設置・点検が義務付けられている。 当該自家発電設備については、左記業者が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、左記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	東札幌変電所自家発電設備整備	R1. 05. 29	(株) 明電エンジニアリング 北海道支店	14, 520, 000	本件は、（株）明電舎が製造した東札幌変電所自家発電設備の保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、本設備に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	栄町変電所２２ＫＶしゃ断器オーバーホール	R1. 05. 29	(株) 明電エンジニアリング 北海道支店	6, 820, 000	本件は、（株）明電舎が製造した栄町変電所の２２ＫＶしゃ断器オーバーホールを行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、本設備に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	東西線８０００形車両ブレーキ制御装置電気機器更新部品交換	R1. 05. 30	ナブテスコ（株）鉄道カンパニー 札幌営業所	2, 412, 300	本件は、ナブテスコ（株）が製造したブレーキ制御装置の部品交換の委託である。 当該装置は、応答性、安全性の高い回生ブレーキ運動補足ブレーキ付、段制御方式の全電気指令電磁直通液圧変換式ブレーキ装置であり、回生ブレーキと空気ブレーキの協調制御、ブレーキ圧力の不足検知及び解除検知ならびに空気バネ圧力の検知を行うものであるが、当該装置は本市の仕様に基づきメーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が正常に動作しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課 (大谷地)
業務委託	東車両基地変電所変電設備更新工事切替管理業務	R1. 05. 30	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス	2, 904, 000	本件は、東車両基地変電所保護インターフェイス盤更新工事等に伴い、旧設備から新設備に切替を行う必要があるため、変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行う業務の委託である。 本業務の対象となる受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉器等に係る故障及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	情報利活用設備保守点検業務	R1. 05. 31	NEC ネットエスアイ（株）北海道支店	6, 930, 000	本件は、情報利活用設備の保守点検を行う業務の委託である。 情報利活用設備は、電車事業所に設置したサーバーを用い、停留場での情報案内（運行情報、公共の案内、イベント情報）、路線電話、停留場放送、運行監視カメラや電車位置検知、き電区分開閉器操作などの用途に使用している設備であり、本市独自仕様により、左記業者がシステムを構築し製造したものであり、本業務は設備全般における保守点検を行うことから、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	教育支援システム（ＣＡＩ）異常時対応等ソフト変更調達業務	R1. 06. 17	東芝トランスポートエンジニアリング（株）北海道営業担当	26, 730, 000	本件は、動力車操縦者養成の学科講習に導入されている教育支援ソフト（ＣＡＩ）の教材用ソフトウェアの改修を行う業務の委託である。 本システムは、運転手養成はもとより、乗務員として必要な知識や技術向上を図るため、フォローアップ研修や駅職員研修などでも使用しているものであり、左記業者が製作したシステムであり、著作権を有している。 今回のソフト変更は新規に製作するものではなく、既存の教材ソフトウェアの改修であるため。既存教材と密接な関係にあり、履行可能者が左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	教習所
業務委託	昇降機修理（日立製）その１	R1. 06. 19	(株) 日立ビルシステム 北海道支社	5, 738, 700	本件は、(株)日立製作所が製造し、西28丁目駅、発寒南駅、東札幌駅、月寒中央駅に設置されている昇降機の修理を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーから分社した工事及びメンテナンス業務を事業としている左記業者が有するメーカー占有の知識、技術等が必要であり、左記業者以外の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機修理（東芝製）その1	R1. 06. 20	札幌日信電子(株)	7, 370, 000	本件は、（株）東芝が製造した東西線二十四軒駅に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の者では履行が困難であり、履行可能者が1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	昇降機修理（東芝製）その2	R1. 06. 13	東芝エレベータ(株)北海道支社	2, 750, 000	本件は、東芝エレベータ（株）が製造した南北線北34条駅に設置されている昇降機の部品交換及び修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー独自の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	上下式転てつ器非常用電動機制御用リミットスイッチ改修	R1. 06. 20	札幌川重車両エンジニアリング(株)	5, 610, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器設備の非常用電動機制御用リミットスイッチの改修を行う業務の委託である。 本設備は、本市独自の仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本改修作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	自衛隊前651・652転てつ器リミットスイッチ二重化改修	R1. 06. 20	札幌川重車両エンジニアリング(株)	8, 580, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した上下式転てつ器（南北線 自衛隊前651・652）設備の動作制御を行うためのリミットスイッチを増設し二重化とする改修を行う業務の委託である。 本設備は、本市独自の仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本改修作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	南車両基地区分開閉器遮断器オーバーホールほか	R1. 06. 21	富士電機(株)北海道支社	8, 690, 000	本件は、富士電機（株）が製造した直流高速度遮断器の部品交換及び試験調整・修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ整備後の機器が適正に動作しない恐れがあり、また、当該装置は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	麻生変電所G I S（油圧機構部）オーバーホール	R1. 06. 21	富士電機(株)北海道支社	15, 846, 600	本件は、富士電機（株）が製造した札幌市高速電車南北線麻生変電所に設置された受電用設備G I S（油圧機構部）の部品交換整備を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	I Cカードシステム通信ネットワーク改修	R1. 06. 28	(株)北海道日立システムズ	20, 350, 000	本件は、本市独自仕様により（株）日立製作所が構築したI Cカードシステム通信ネットワークシステムの設置機器更新とそれに伴う設定作業・確認試験等を行う業務の委託である。 業務の履行にあたって、既設機器の一部のみを更新するものであるが、通信ネットワークを構成する各機器の通信状態を維持し、故障の際には適正に監視端末へ情報を連携しなければならないため、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー占有の知識・情報等が必要とするため、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	改札機更新に伴う既設機器改修業務	R1. 06. 27	日本信号(株)北海道支店	31, 790, 000	本件は、日本信号（株）が製造した改札機更新に伴い、既設改札機の撤去・移設及び駅処理装置や監視装置の関連機器の改修を行う業務の委託である。 既設改札機及び駅処理装置や監視装置の関連機器については、本市の仕様によりメーカーが開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	麻生252転てつ器曲線案内軌条更新方法検討業務	R1. 07. 01	川崎重工業（株）北海道支社	37, 690, 400	本件は、麻生252転てつ器の曲線軌条の基本設計及び施工方法等の検討を行う業務の委託である。 当該機器は、札幌市交通局独自の仕様により、川崎重工業（株）が設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の知識・技術等が必要であることから、左記業者以外の者では業務の実施が困難であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	南郷変電所変電設備更新切替管理業務	R1. 06. 28	（株）北海道ジーエス・ユアササービス	1, 936, 000	本件は、東車両基地変電所保護インターフェイス盤更新工事等に伴い、旧設備から新設備に切替を行う必要があるため、変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行う業務の委託である。 本業務の対象となる受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉器等に係る故障及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	軌道材料交換周期（レール）安全評価委託業務	R1. 07. 19	（公財）鉄道総合技術研究所	5, 181, 000	本件は、路面電車の直線部におけるレール交換周期を見直すため、安全性及び妥当性を検討する業務の委託である。 現在、軌道の維持管理計画の見直しを行っており、この中において重要な要素のひとつである軌道のレール交換周期については、材料の摩耗量等から設定しているが、これまでに維持管理する際にこの摩耗量等について検証した結果、直線部に関しては摩耗量等が少ないほか、経年劣化が顕著でないことが判明したため、今後の維持管理計画を見直すための調査検証を行うものである。 当該調査検証にあたっては、本市の情報等に加え専門的な知見をもって実施する必要があり、また、レール交換基準（摩耗量等）については、営業免許申請手続時に北海道運輸局へ提出している「線路施設整備マニュアル」に定められており、当該マニュアル策定にあたっては、北海道運輸局から、鉄道施設に関する全体的な知見と技術力、研究設備を有する日本最大の鉄道研究機関である左記業者との協調を求められている。 そのため、左記以外の者では確実な将来想定を把握した計画立案の目的を達成することが困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	真駒内駅自動出改札装置移設	R1. 07. 01	札幌日信電子（株）	4, 526, 500	本件は、真駒内耐震改修工事の支障となるため、自動出改札装置を移設し、機器の動作確認を行う業務の委託である。 当該設備は地下鉄各駅に設置される改札機・券売機・精算機・駅処理装置・監視装置・AFC分電盤、分電制御盤から構成される装置であり、日本信号（株）が製造した設備である。 本業務の履行にあたっては、地下鉄営業時間外の限られた作業時間内で円滑に機器を移設し、動作確認を確実に行うことが求められ、なおかつメーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、メーカー製品のメンテナンス業務を専業としているグループ会社である左記業者以外の者では適切な業務の履行が見込めないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	可動式ホーム柵（三菱製）パネル修理業務	R1. 07. 01	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	1, 456, 400	本件は、三菱電機（株）が製造した可動式ホーム柵の点検・修理・保守を行う業務の委託である。 当該設備は、本市の仕様に基づきメーカーが制作したものであり、本業務の履行にあたって、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているメーカーグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	空調機修理（パナソニック製）	R1. 07. 02	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道社	1, 870, 000	本件は、パナソニック（株）が製造した月寒変電所に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー独自の技術及び知識が必要であり、メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者以外の者では履行が困難であり、履行可能者が１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	南北線ホーム映像録画装置オーバーホール	R1. 07. 12	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	2, 488, 200	本件は、南北線ホーム映像録画装置を構成するネットワークレコーダー部品の交換オーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の対象となる南北線ホーム映像録画装置は、通年業務委託（南北線ホーム映像伝送装置保守）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	窓口処理機リーダライタ更新業務	R1. 07. 12	日本信号（株）北海道支店	4, 653, 000	本件は、日本信号（株）が製造した窓口処理機のユニット更新を行う業務の委託である。 当該設備は磁気券・ＩＣカードへの精算処理、ＩＣカードへのチャージ等を行うものであり、当該機器のユニット更新の手順や適正な動作確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	湾曲式転てつ器案内軌条疲労状態監視業務	R1. 07. 12	札幌川重車両エンジニアリング（株）	1, 595, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した湾曲式転てつ器（東西線 大通551）設備について、将来の案内軌条更新に備えた監視体制を確立するため、案内軌条の疲労損傷度を調査し、案内軌条の劣化進行度合を状態監視する業務の委託である。 本設備は、本市独自の仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本改修作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	N V L 3 A型空制弁自動試験装置点検整備	R1. 08. 01	ナブテスコサービス（株）札幌営業所	1, 722, 600	本件は、ナブテスコ（株）が製造した8000形車両の空制機器の試験を行うN V L 3 A型空制弁自動試験装置の点検整備を行う業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が適切に動作しない恐れがあり、メーカー占有の技術及び知識が必要となるため、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー製品の保守・修理・整備業務を行っているグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課 （大谷地）
業務委託	南北線地下土木構造物調査・点検業務	R1. 08. 02	日本工営（株）札幌支店	8, 954, 000	本件は、法定点検に属する「ずい道及び施設標全般検査」の業務の委託である。 当該南北線地下部の調査・点検については、今年度の検査期限日が令和元年8月10日であるため、当該期限日までに検査を行う必要があるが、今年度2度、一般競争入札を実施したがいずれも不調となり、点検が実施できない状況となっている。 当該期限日までに点検を完了するためには、通常の入札による契約手続きを経る時間的余裕がないことため、随意契約により本業務の受託者を早期決定する必要がある。 そのため、当該業務の見積査収業者であり、専門的な知見があり、前回の当該業務の受託者である標記業者との随意契約が必要なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	真駒内駅エレベータカメラ移設・試験調整	R1. 09. 02	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道社	2, 420, 000	本件は、南北線真駒内駅の耐震工事の支障となるE Vカメラの移設と付随する配線の変更と試験調整を行う業務の委託である。 本業務の対象となる旅客案内表示器設備、E V監視カメラ（自動案内放送・集中監視装置の一部を構成するもの）は、通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守および時計装置保守）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	南北線5000形車両台車の走行状態における基礎データ測定業務	R1. 09. 02	川崎重工業（株）北海道支社	12, 547, 700	本件は、走行状態における南北線5000形車両台車を受ける振動・応力を測定・解析し、現在保有しているT台車の耐久性を確認するとともに、車両更新時の耐久性及び乗り心地向上を実現するためのデータ収集等を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車構造を熟知していなければならない、履行可能者が台車の設計・製造メーカーである左記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	空調機修理（日立製）	R1. 09. 19	日立グローバルライフソリューションズ（株）北日本ブロック	6, 466, 900	本件は、美園駅及び月寒中央駅に設置されている日立アプライアンス（株）製の空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー占有の知識及び技術が必要であり、左記業者以外の者では履行が困難であり、履行可能者が１者に限定されるため。 ※平成31年４月１日、合併により、日立アプライアンス（株）が日立グローバルライフソリューションズ（株）へ社名変更 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	新さっぽろ変電所受電設備オーバーホール	R1. 09. 05	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	15, 642, 000	本件は、東西線新さっぽろ変電所に設置している特別高圧受電設備の受電変圧器用負荷時タップ切換装置及び圧縮空気発生装置のオーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、当該変電所の受電設備（受電変圧器用負荷時タップ切替装置及び圧縮空気発生装置を含む、変電所受電設備）の製造会社である左記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	転てつ器重防食被膜補修	R1. 09. 18	札幌川重車両エンジニアリング（株）	22,660,000	本件は西28丁目駅、南郷7丁目駅の上下式転てつ器及び東車両基地のトラバサ式転てつ器の素地調整、重防食被膜補修を行う業務の委託である。 本設備は、本市独自の仕様によりメーカー（川崎重工業（株））が設計・製造した特殊設備であり、一般流通品ではないことから、作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要である。 左記業者は、メーカーのグループ会社であり、メーカーとの個別請負契約により本市地下鉄用車両及び転てつ器等に関する業務の一部（転てつ器の補修業務を含む）を移管されており、左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	財務会計システム機器更新の移行実施業務	R1. 09. 24	富士通(株)北海道支社	23,757,250	本件は、財務会計システムの更新を行う業務の委託である。 当該システムは、富士通（株）が製造したものであり、本システムで使用しているパッケージソフト公営企業会計IPKNOWLEDGEは、同社が特許を有していることから、業務の履行にあたっては、履行可能者が左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	経営計画課
業務委託	新山鼻変電所機器設備保守点検業務	R1. 09. 25	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	4,290,000	本件は、新山鼻変電所の機器設備について保守点検を行う業務の委託である。 当該機器設備は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が独自に設計・製造したものであり、本業務の履行にあたって、メーカーが推奨する適正な点検を行うには、メーカー以外の者では知り得ない詳細な専門的技術、詳細な設計情報が必要である。 そのため、本業務において機器の適正な機能確認・維持回復を実施し、安全性や信頼性を確保する必要がある、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているメーカーグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	真駒内変電所GTO遮断器オーバーホール	R1. 09. 26	三菱電機（株）北海道支社	34,485,000	本件は、札幌市高速電車真駒内変電所に設置されたGTO遮断器のオーバーホールを行う業務の委託である。 GTO遮断器に不具合が発生すると、き電線をいったん停電させ別の系統に切り替える必要があり、営業に多大な影響を与える。 標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	西車両基地配電設備更新切替管理業務その2	R1. 09. 19	（株）北海道ジーエス・ユアササービス	1,100,000	東西線琴似駅他2施設配電設備更新工事に伴い、旧設備から新設備に切替を行う必要がある。本業務ではそのための変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行うものである。 本業務の対象となる受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉等に係る故障及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	札幌市交通局職員動力車操縦者運転免許に係る身体機能検査業務	R1. 09. 24	（公財）北海道結核予防会	4,605	本業務は、動力車操縦者運転免許に関する省令等の関係法令に基づき、交通局職員及び非常勤職員のうち、動力車操縦者運転免許を保持する者に対して、必要な身体機能検査を行うものである。 当該身体機能検査の中には、両目視機能、視野等の専門的な検査項目が含まれており、これらを検査するためには特殊な医療機器が必要であるが、本市の登録業者の中で、それらの医療機器が整備され、すべての検査が実施可能なのは、標記団体のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	総務課
業務委託	A1200形用歯車装置スプライン加工業務	R1. 10. 08	東洋電機製造(株)北海道支店	1,166,000	本件は、歯車装置の嵌合部（A1200形動軸ジャーナル部）へのスプライン加工業務の委託である。 標記装置は主電動機の動力を軸輪に伝えるものであり、本市独自仕様により、左記業者が設計したものであり、本業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、電池交換後の機器が正常に作動しない恐れがあり、当該装置は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課 （電車事業所）
業務委託	大通変電所故障選択継電器電源基板交換	R1. 10. 15	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	1,540,000	本件は、札幌市高速電車南北線大通変電所に設備された故障選択継電器内の電源基板交換作業を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、納入者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な履行が見込めないため、履行可能者が故障選択継電器の納入者である左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機オーバーホール (前川製作所製)	R1. 10. 23	(株) 前川製作所	4, 620, 000	本件は、東西線発寒南駅、宮の沢駅に設置されている前川製作所製空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー占有の知識・技術が必要等であり、左記業者以外の者では履行が困難であり、履行可能者が１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	東西線剛体電車線改修 (琴似～二十四軒、円山公園～西１８丁目)	R1. 10. 23	日本電設工業（株） 北海道支店	10, 230, 000	本件は、地下鉄東西線の既設剛体電車線のうち、波状摩耗の激しい箇所について交換し、偏位調整を行う業務の委託であり。 剛体電車線は地下鉄車両に電力を供給する設備であるが、当該設備は通年業務委託（電車線設備保守 南北線・東西線・東豊線）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	窓口処理機取扱データの 明細化に伴う輸送管理シ ステムの改修業務	R1. 10. 23	(株) 日立製作所 北海道支社	3, 168, 000	本件は、窓口処理機取扱データの明細化に伴う輸送管理システムの改修を行う業務の委託である。 輸送管理システムは、左記業者が開発したものであり、同システムのデータベースであるPDMⅡは、同社が特許を有している。 本業務の履行にあたっては、システムを構築したメーカー占有の技術、知識及び情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	事業推進 担当課
業務委託	澄川変電所回生インバー タ用デジタルリレー交換	R1. 10. 21	三菱電機（株）北海 道支社	3, 355, 000	本件は、札幌市高速電車澄川変電所に設置されたデジタルリレーの交換を行う業務の委託である。 デジタルリレーに不具合が発生すると、故障発生時に異常部分の系統を切り離せなくなり、安全運行に多大な影響を与える。 標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	すすきの変電所直流断路 器修理	R1. 10. 21	三菱電機（株）北海 道支社	3, 300, 000	本件は、東豊線すすきの変電所の直流断路器修理を行う業務の委託である。 直流断路器は、き電停車時に開放し夜間作業の安全を保つのと、事故時に開放し事故の波及を防ぐためのもので、変電所保護や列車運行に極めて重要な設備であり、標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	自動案内放送集中監視装 置オーバーホール	R1. 10. 24	パナソニック シス テムソリューション ズ ジャパン（株） 北海道社	4, 070, 000	本件は、集中監視装置の映像制御架内電源部の交換、非常用列車停止装置の主要部品交換及び試験調整を行う業務の委託である。 集中監視装置は、列車の運行状況の確認、乗客の安全輸送を目的とし、テレビカメラとモニタテレビにより集中監視する装置であり、非常用列車停止装置は、ホームでの異常・緊急時に列車を緊急停止させる安全に係わる装置だが、当該設備は、通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守および時計装置保守）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	澄川・幌北変電所HSC Bオーバーホール	R1. 11. 08	三菱電機（株）北海 道支社	10, 230, 000	本件は、札幌市高速電車澄川・幌北変電所に設置されたHSCBのオーバーホールを行う業務の委託である。 標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	大谷地変電所整流器用 しゃ断器修繕	R1. 11. 05	(株) 明電エンジニ アリング 北海道支 店	935, 000	本件は、（株）明電舎が製造した大谷地変電所整流器用しゃ断器の修繕を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、本設備に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機修理（三菱製）その3	R1. 11. 14	三菱電機ビルテクノサービス（株）北海道支社	5,793,700	本件は、豊水すすきの駅、学園前駅、豊平公園駅に設置されている三菱電機製空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、三菱電機製の空調機に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	東西線ホーム監視機器更新	R1. 11. 18	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道支社	13,200,000	本件は、ホームカメラ、ネットワークスイッチ、録画装置の主要部品交換及び試験調整を行う業務の委託である。 当該設備を含む自動案内放送・集中監視装置については、東西線各駅のホームにカメラを設備し、ホームの状況を車両運転台、駅務室および指令所で監視を行うことで、ワンマン運転を実現するシステムであり、通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守および時計装置保守）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	札幌市交通事業経営計画広報実施業務	R1. 12. 09	DAYS（株）	8,549,998	本事業は、市内の地下鉄利用者のみならず、外国人からも注目を集める広報を行うことを目的としており、実施にあたっては、流行を捉えたコンテンツの選定や興味を惹きつけるデザインの導入など様々な工夫が必要である。 したがって、その事業効果は企画内容及び執行能力の優劣により大きく変わるものであり、公募型企画競争を実施していることから、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	総務課
業務委託	低床車両1100形左カメラ設置業務	R1. 12. 23	アルナ車両（株）	1,870,000	本件は、アルナ車両（株）が製造した1100形車両の1101、1102及び1103号車について、運転台に左側方・後方確認用のカメラモニタの設置・記録等の車両改修作業を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、本車両に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	N V L 3 A型空制弁自動試験装置 定期整備	R1. 12. 11	ナブテスコサービス（株）札幌営業所	1,309,000	本件は、ナブテスコ（株）が製造したN V L 3 A型空制弁自動試験装置の定期整備を行う業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が適切に動作しない恐れがあり、メーカー占有の技術及び知識が必要となるため、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー製品の保守・修理・整備業務を行っているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課 (真駒内)
業務委託	南北線5000形車両T台車枠補修業務	R1. 12. 17	川崎重工業（株）北海道支社	3,236,200	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠の補修を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ履行が困難であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	自動出改札装置ユニット修理その2	R1. 12. 18	日本信号（株）北海道支店	2,172,500	本件は、日本信号（株）が製造した自動出改札装置のユニットの修理を行う業務の委託である。 ユニットの修理及び適正な動作確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	可動式ホーム柵（三菱製）東西線電源オーバーホール	R2. 01. 06	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	3,520,000	本件は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機（株）が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品の整備を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているメーカーグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄車内放送の音声広告作成業務	R2. 01. 08	日本信号（株）北海道支店	3, 630, 000	本件は、地下鉄車内放送の音声広告作業を行う業務の委託である。 業務の対象となる東西線8000形、南北線5000形、東豊線9000形車両の自動放送装置は、次駅の案内放送、啓蒙放送、CM放送などを車内へ自動放送する装置であり、本業務の履行にあたって、定められた業務手順・作業方法によらなければ、作業後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報が必要であり、履行可能者がメーカーである左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	営業課
業務委託	ネットワーク機器更新設定等業務	R2. 01. 10	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道社	1, 274, 900	本件は、交通局イントラネットワーク機器の更新設定等を行う業務の委託である。 当該設備は交通局内のイントラネットワーク環境の構築のために局内各施設に設置しているネットワーク機器類であり、通年業務委託（交通局イントラネットワーク保守管理業務）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、機器の故障や当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	総務課
業務委託	北18条駅インバータ修理（東芝製）	R2. 01. 15	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	1, 441, 000	本件は、南北線北18条に設置されている送風機用インバータの修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、東芝製インバータに関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、他の者では履行が困難であり、履行可能者が指定会社である左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	パンク検知装置基板修理	R2. 01. 20	富士電機(株)北海道支社	1, 265, 000	本件はパンク検知装置用の基板（故障品）の修理を行う業務の委託である。 本設備は、地下鉄車両タイヤのパンクを検知する装置であり、電気装置と地上装置で構成されており、本市独自の仕様によりメーカー（富士電機（株））が設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者が左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	令和元年度 交通局ホームページ運行情報提供システム多言語化等改修業務	R2. 02. 03	(株)メディア・マジック	2, 145, 000	本業務は、札幌市交通局ホームページ内において、現在、日英2言語のみでの提供となっている地下鉄運行情報ページ（以下「運行情報ページ」という。）の多言語化対応（簡体字、繁体字、韓国語の追加）と、当該対応に必要な、運行情報の入力システムの改修を行う業務の委託である。 現在、交通局高速電車部指令所に設置している入力システムは、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部（以下「総合交通計画部」という。）で運用している「さっぽろえきバスnavi」（以下「えきバス」という。）へデータを送信する仕組みとなっており、運行情報ページは、えきバスからデータ提供を受ける形により表示させている。 本改修は運行情報ページの多言語化を目的としているが、多言語化した運行情報データは、日英2言語のみのデータとは仕様が異なることから、えきバスを経由する現行のデータの流れでは取り扱えない。 このため、入力システムを改修し、多言語化された運行情報を直接、運行情報ページに反映可能とする必要がある。 また、指令所での情報入力を直接運行情報ページに反映できるようにした後においても、運行情報は従前どおりえきバスに対しても遅滞なく提供する必要がある。 したがって、本システムの改修を行うことができるのは、えきバスの運用保守業務を受託している左記業者のみである。 また、入力システムへの情報入力は、運行に異常等が発生した際に交通局高速電車部指令所の職員が行っているが、緊急の異常時においても迅速かつ正確に情報を入力する必要がある、システムとしても非常に高い安定性と確実性が求められることから、これまでの安定的な実績がある現行の入力システムをベースとして改修することが運用面でも有利であり、また、システム開発費用の低減も期待できる。 以上のことから、左記業者が本業務を履行できる唯一の業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	総務課
業務委託	南北線さっぽろ駅検討業務	R2. 02. 03	日本交通技術（株）札幌支店	6, 820, 000	本件は、南北線さっぽろ駅ホーム増設事業について検討を行う業務の委託である。 検討に際しては、札幌市営地下鉄南北線さっぽろ駅部の土木設計に精通している必要がある。また、当該事業は、近隣再開発事業と密接に係るための連携が必要不可欠である。 そのため、建設当時から南北線さっぽろ駅の土木設計を行っており、近隣再開発の土木設計にも携わっている履行業者が左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	N V L 3 型制御弁自動試験装置・戸閉装置試験機定期整備	R2. 01. 29	ナブテスコサービス (株) 札幌営業所	1, 635, 700	本件は、ナブテスコ（株）が製造したN V L 3 A型制御弁自動試験装置、戸閉装置試験機の定期整備を行う業務の委託である。 当該装置は、9000形車両の制御機器の試験を行うものであり、本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が適正に動作しない恐れがあり、メーカー占有の技術及び知識が必要となるため、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー製品の保守・修理・整備業務を行っているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課 (二十四軒)
業務委託	すすきの変電所回生インバータ修理	R2. 02. 10	三菱電機（株）北海道支社	1, 925, 000	本件は、札幌市高速電車東豊線すすきの変電所に設置された回生インバータの修理を行う業務の委託である。 回生インバータの停止が発生すると、列車の回生失効によるブレーキの効きに支障があるのと駅舎等への回生電力が減少するため電気料金にも反映される。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、本業務を的確に履行できる者が左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	東豊線運転状況記録地上装置保守	R2. 02. 17	三菱電機（株）北海道支社	935, 000	本件は、東豊線運転状況記録地上装置の保守点検を行う業務の委託である。 当該装置は、東豊線9000形車両に搭載している車上検査装置にて記録した運転状況、故障状況等のデータを受信・記録管理するための装置であり、本業務の履行にあたっては、プログラムに関するメーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課 (二十四軒)
業務委託	空調機修理（東芝製）その5	R2. 02. 14	札幌日信電子（株）	2, 860, 000	本件は、東豊線乗務庁舎に設置されている東芝製空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカー占有の知識・技術等が必要であり、メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の者では履行が困難であり、履行可能者が1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	ネットワーク機器改修業務	R2. 02. 25	日本信号（株）北海道支店	1, 045, 000	本件は、日本信号（株）が製造した自動改札システムの既設ネットワーク機器の一部更新と、既設監視端末の設定変更、動作確認等を行う業務の委託である。 上記システムは、地下鉄各駅等に設置している改札機、券売機、精算機等の駅務機器や、収入サーバ、S A P I C A、サーバ等から構成される総合的なシステムで、相互に連携してI Cカード関連情報の送受信やデータ管理を行うものであり、本業務の履行にあたっては、当局サーバ室に設置されているネットワーク機器の一部のみを更新し、既設監視端末へ更新後の機器を接続するため、既設通信ネットワークを構成する各機器の通信状態を維持し、故障の際には適正に監視端末へ情報を連携しなければならない。 そのため、機器設定等にはメーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	南郷変電所回生用しゃ断器ほか点検	R2. 02. 26	(株) 明電エンジニアリング 北海道支店	1, 320, 000	本件は、(株) 明電舎が製造した南郷変電所の回生用しゃ断器及び保護継電器についての点検を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、本設備に関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	札幌市交通局職員健康診断業務	R2. 03. 30	札幌市職員共済組合	8, 484, 333	本業務は、労働安全衛生法第66条等の関係法令に基づき、交通局職員及び非常勤職員に対し、健康診断を行う業務の委託である。 本局の健康診断は、受診職員が多数であり、健診区分及び検査項目についても多岐に渡るものである。さらに多数の受診者に対して年間を通して実施し、一般健診、婦人科健診及び特殊健診は同一日に実施するという契約の性質上、検針機関においては本局の実情に応じた実施体制を組めることが必要である。 左記の団体は、平成8年度より総合的な健康管理事業を全市一元的に行うことを目的として「札幌市職員共済組合健康管理センター」を設置、管理運営しており、健診の実施・管理を1か所に集約することにより、任命権者によって異なっていた健診制度が平準化され、健康診断から保健指導等に至る一貫した健診体制が確立されていることから、現在、当局職員の健康診断及び受診後の保健指導、さらには事後指導の一環として各種検査結果の統計をもとに健康教育も併せて行っており、これらのことを効果的に実施するためには、同一の基準及び方式に基づいた健診結果をもとに、健康状態の特性及び検査結果数値等の経年的データ収集が可能な体制が組まれている。 そのため、以上のような実施体制を組み、一体的に健康管理業務を行うことができる者が左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	総務課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄駅業務等	R2. 03. 31	一般財団法人札幌市 交通事業振興公社	3,694,405,000	本業務は、交通利用者へのサービス増進に関する業務であり、地下鉄事業に関連する極めて公益性・公共性が高く、当局との密接な連携が不可欠な業務である。 業務の履行にあたっては、当局の考え方を遵守し、高い専門的知識、人材育成、経験等の特殊性が強く求められ、サービス向上や効率化のための当局の諸施策に起因する状況変化に対しても、柔軟に対応できなければならない。 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「財団」という。）は、本市が全額出資して設立した法人であり、交通事業に関連する業務を広く展開することによって、本市交通事業の健全な発展を図ることを目的としている。 財団は、地下鉄の安全・安心な運行のために必要な駅業務経験者のみならず、複雑な料金制度をはじめとする本市交通事業に関する高度な専門知識と豊富な業務経験者を長期間にわたって多数育成し、確保しており、本業務を安定的に追行し得る唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	総務課